

学校生活に必要な費用の支払いにお困りの保護者の方へ

# 令和6年度安曇野市就学援助制度のお知らせ

安曇野市教育委員会事務局 学校教育課

市では、お子さんが小・中学校へ就学するにあたり、経済的に困りの家庭に学校生活に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

令和6年度就学援助費の受給を希望される方は記載事項を確認のうえお申し込みください。

## 対象となる方

市に住所があるまたは市立学校に通学する小中学生の保護者で、下記のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護費を受給している（修学旅行を実施する学年のみ）
- (2) 児童扶養手当を受給している（支給が全部停止の方は除く）
- (3) 経済的にお子さんの就学が困難である  
（同一生計世帯員全員の前年所得合計等による収入額が市認定基準額以下である）

- 生活保護受給世帯は修学旅行費のみが対象です。それ以外は生活保護費から相当額が支給されます。
- 所得額が未確定の場合は審査ができないため、必ず申請までに税の申告手続き等を行ってください。
- 住民票が別世帯であっても、同居している方や別居の配偶者等はすべて同一生計世帯員となります。

(認定の目安)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人
収入額基準	約 208 万円	約 280 万円	約 320 万円	約 370 万円	約 415 万円

※収入額の算出は給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者の場合は「収入から必要経費を差し引いた金額」を用いています。

※記載額はあくまで目安であり、家族構成や年齢等により変わります。収入額が表の金額を上回っても認定になる場合や下回っても認定にならない場合があります。

※災害や事業廃止等のやむを得ない事情により収入が激減した場合はご相談ください。

※国の補助金及び負担金等の動向により基準額は変更となる可能性があります。

## 援助の内容

年2回（前期・後期支払い）、その他（適時支払い）の支給です。

	支給時期	費目	
前期 ・ 後期	10月	学用品費等 (学用品費・通学用品費・校外活動費)	
	翌3月	学校給食費の実費	
その他	適時	新入学児童生徒学用品費	1年生のみ
		修学旅行費の実費	実施学年のみ
		医療費(特定疾病の治療費)実費	対象者のみ

※学年や住所地等によって支給される費目や金額は異なります。

(裏面もご覧ください)

## 申請の方法

通学している小中学校に申請書を提出ください。

※1校につき1枚の申請書の提出が必要です。

小学校と中学校にお子さんがある場合は、それぞれ提出ください。

### (1) 申請期限・提出先

**【申請期限】 令和6年4月30日（火）**

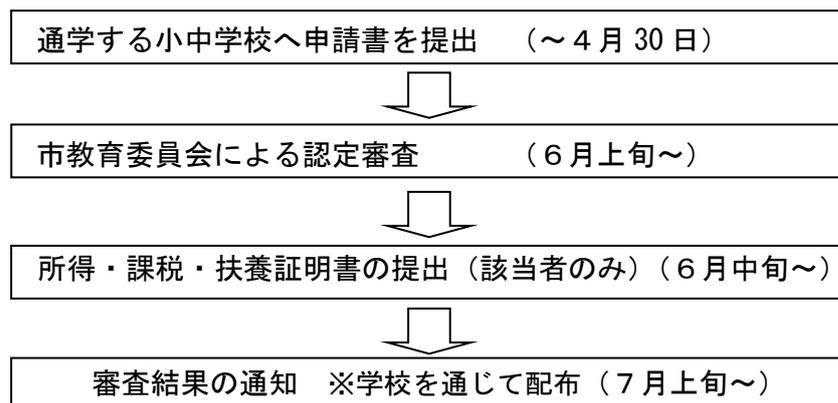
**【提出先】 通学している小・中学校**

### (2) 申請書の配布場所

- 通学している市内小中学校
- 学校教育課（安曇野市役所本庁舎 3階9番窓口）
- 市ホームページ

※申請期限後も12月末まで申請できますが支給額は減額となります。また、新入学児童生徒学用品費や修学旅行費などの一部の費目は支給となりません。

※令和6年1月1日時点で安曇野市に住民登録がない18歳以上の同一生計世帯員（扶養の学生を除く）がいる場合は、「令和6年度（令和5年分）所得・課税・扶養証明書」の提出が必要です。提出が必要となる方には後日連絡をします。



## その他

- 審査は年度ごとに行いますので、**毎年申請が必要です。**  
**新入学児童生徒学用品費の事前支給を受けた方も申請が必要です**のでご注意ください。
- 就学援助は援助費を後日支給するものであり、学校徴収金や給食費の支払いを免除するものではありません。
- 学校徴収金や給食費に未納がある場合は、援助費を未納額へ充当する場合があります。
- 市外に住所があり、市内小中学校へ通学をされている方は、お住いの自治体にも申請をいただく必要があります。認定基準・支給額・支給時期に関しては自治体によって異なりますので、お住いの自治体にお問い合わせください。

## 問い合わせ先

安曇野市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育担当  
電話：0263-71-2460（直通）  
時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日曜および祝日を除く）

就学援助の  
案内ページ  
はこちら▶

